

食品安全委員会（第990回会合）議事概要

日 時：令和7年7月8日（火） 14：00～14：30
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長ほか5名出席
傍聴者：一般9名

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミルのグループ許容一日摂取量（ADI）を0.025 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するグループ急性参照用量（ARfD）を0.14 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するグループ ARfD を0.1 mg/kg 体重と設定する。」

「カルベンダジムの ADI を0.025 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する ARfD を0.14 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する ARfD を0.1 mg/kg 体重と設定する。」

「チオファネートメチルの ADI を0.08 mg/kg 体重/日、ARfD を0.25 mg/kg 体重と設定する。」

「ベノミルの ADI を0.029 mg/kg 体重/日、ARfD を0.28 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 飼料添加物「グアニジノ酢酸」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「グアニジノ酢酸は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、ADI を特定する必要はない」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・ 飼料添加物「グアニジノ酢酸を有効成分とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「グアニジノ酢酸を有効成分とする飼料添加物が、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(2) 令和7年度食品健康影響評価技術研究二次公募課題（案）について

→担当の祖父江委員及び事務局から説明。

本件については、（案）のとおり決定した。